

## 公益社団法人丹波市シルバー人材センター会費規則

### (目 的)

第1条 この規則は、公益社団法人丹波市シルバー人材センター定款第7条に定める会費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (会費の額)

第2条 会員の会費は、次の各号に定める額とする。

(1) 正会員の会費は、年額 2,500 円とする。ただし、前年度末時点で夫婦ともに正会員であり、当該年度の会費の減額を申し出た者（婚姻関係にないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）にあつては、年額 1,250 円とする。

(2) 賛助会員の会費は、1 口 1,000 円とする。

2 前項第1号本文の規定に関わらず、年度中途における入会者にあつては、正会員となった日の属する月に応じて、別表に掲げる額とする。

### (会費の減免)

第3条 経済的事情又は病気等の理由により、前条の会費を納入することが困難と認められる正会員については、理事会の承認を得て減免することができる。

### (納入の期日)

第4条 会費は、その年度の5月末日までに納入する。ただし、年度中途における入会者の会費は、入会時に納入する。

### (会費の使途)

第5条 正会員会費は、一事業年度における合計額の30%以上を当該年度の公益目的事業に使用し、賛助会員会費は、全額を公益目的事業に使用する。

### (抛出金品の不返還)

第6条 任意の退会、除名又は会員資格を喪失した会員がすでに納入した会費その他の抛出金品は、これを返還しない。

### (委 任)

第7条 この規則に定めるもののほか、会費に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

### 附 則

1. この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. 社団法人丹波市シルバー人材センター会費規程(平成2年10月8日制定)は、前項の登記

の日の前日をもって廃止する。

附 則（平成 30 年 5 月 30 日議案第 1 号）

この規則は、平成 30 年 5 月 30 日より施行する。ただし、改正後の会費規則第 4 条の規定にかかわらず平成 30 年度の会費納入の期日は、平成 30 年 6 月末日までとする。

附 則（令和 4 年 5 月 27 日第 2 号議案）

この規則は、令和 4 年 5 月 27 日より施行し、改正後の会費規則の規定は令和 4 年度会費から適用する。

#### 別表（第 2 条第 2 項関係）

##### 年度中途の入会者の会費

月	4～6月	7月	8月	9月	10月
会費	2,500円	2,250円	2,000円	1,750円	1,500円
月	11月	12月	1月	2月	3月
会費	1,250円	1,000円	750円	500円	250円